



## 近世初頭の山崎藩(十六)

島田清

### ○池田家の家中騒動(2)

(1) 山崎藩松平家(池田家)の家中

#### 騒動と資料

「お家騒動」は現代もあり、時折り、新聞や雑誌に報道され、また、小説やドラマにつくられる。江戸時代は、「封建社会」という枠内にあつただけ、「お家騒動」も多かった。大名の場合は、その家の浮沈に大きく関係するし、取り潰しを受けた場合は家中武士

全員が失職する。重大な社会問題とされたゆえんである。

初代山崎藩主松平家(池田氏)の場合ももちろん同様だ。時期が早いため、資料が多く残っていないが、同じ県下のお家騒動でも、但馬出石藩主仙石家のものになると、全国の人びとから注目され、判決文を次から次へと写されたばかりでなく、小説・実録・狂歌・川柳と、各種の文芸作品につくられた。「天保七年」という時代、「化政時代」、あるいは「大御所時代」の名で呼ばれる大江戸文化の爛熟時代ーがそのような結果を生んだわけであるが、事件そのものの内容に、こうした方面へ発展する要素を多くもつていたことも事実だ。それに比べると、山崎藩の場合は、要素的に及ばないし、時代の様相も違う。資料が少ないので、こうしたことに対するわ

目

次

近世初頭の山崎藩(十六) ······	島田清 ······
衣坂叶え地蔵の由来 ······	衣坂地蔵奉賀会 ······
町大年寄志波吉右衛門御用録控(一部紹介) ······	堀口春夫 ······
山崎城跡発掘調査 ······	十二
史跡部だより ······	十三

けで、さきに掲げた『存採叢書』の一文は、それだけ貴重だ、とができる。ただし、誤りがないわけではない。次に、そうしたことの訂正を含めつつ、事件の背景となる基本的な問題、すなわち、家臣団の構成から始めて、結局は新参・古参の対立・抗争が主家を潰すこととなつた過程を述べてみようと思う。

## (2) 江戸時代における「軍役制度」

と山崎藩

武家政権が成立すれば、それを維持する軍事力の確保が要請される。江戸幕府は、このために、幕府成立直後の慶長八年（一六〇三）、軍事力確保のための規定を公布した。すなわち、慶長一〇年八月、知行高五千石の者には、鉄砲一〇、鎌五〇、弓五、旗三、騎士七、の軍役を課している。

慶長一九年大阪冬の陣が起り、翌元和元年、夏の陣が起つた。このとき公布された新しい軍役規定は、さきの規定にある鎌を半減して二五、旗も一本減じて二本にした。そして、同時に、一万石の軍役を新しく定めた。すなわち、鉄砲二〇、鎌五〇、弓一〇、旗三、騎士一四、とするもので、鉄砲・弓・騎士がそれぞれ二倍になつてゐるのに、鎌・旗が同数である点を注意せねばならぬ。

						石 高	
						鎌	
						弓	
六万石	九〇	九〇	七〇	七〇	五〇	三〇	
五万石	三〇	三〇	三〇	二〇	二〇	一〇	銃
一七〇	一七〇	一五〇	一二〇	八〇	五〇	二〇	旗
一五	一〇	一〇	一〇	五	五	三	馬上
九〇	九〇	七〇	四五	三五	二〇	一〇	

次で、元和九年、將軍秀忠は家光とともに上洛した。この折、供奉の者に宛行う扶持人数を規定し、一万石は一五〇、二万石は三〇〇、三万石は四五〇、とした。寛永九年、秀忠は薨じ、家光が第三代の將軍となつた。翌一〇年、家光は軍役の制を改め、千石から十万石まで、二十八段階に分けた軍役表を公布し、軍役の体系を整備した。左に、一万石より六万石までのものを表示してみよう。

時計・めがね・宝石  
**津村時計店**

中央通り・②0355

なお、この時、石高に応じて軍陣扶持の人数割が定められた。これは、一〇〇石から一万石まで六十七段階に分けられていて、一万石に対する人数は三〇〇となつてゐる。

元和時代に比べて負担がやや軽減されているのは、戦乱がやみ、漸く泰平な世となつたためであろう。

松平輝澄が初めて山崎藩主となつた元和元年には、前記の規定に基づく三万石の家臣団が編成された筈である。

ただし、この時の家臣団は、この年以前、既に池田家の家臣団であつたものを引き抜き、適当に編成したもので、新規に召し抱えるものがあつたとしても、その数は、おそらく、僅かであつたろう。

ところが、寛永八年、輝澄が佐用郡を加賜され、六万三千石の封禄を受けるようになつた時は事情が違う。すなわち、新規増加の二万五千石に相当する軍役を整えねばならぬわけだ。家中の二、三男から抜擢することも、もちろん行われたであろう。しかし、その数はいうまでなく僅少だ。結局は、浪人多数を召抱えることとなつたに違ひない。元和五年に改易された安芸広島藩主福島正則（四九万石余）、続く六年の筑後久留米藩主田中吉政（三二万石）改易、さらに、同八年の出羽山形藩主最上義俊（五二万石）、同九年の越前福井藩主松平忠直（六七万石）、寛永四年の会津若松藩主蒲生忠郷（六〇万石）、九年の肥後熊本藩主加藤忠広（五一万石余）と駿河府中の徳川忠長（五五万石）など、この時代は、大名取潰しが頻発している。山崎藩主松平輝澄が、二万五千石相当の家臣団をつくるには、まことに好都合な時期であつた。

### 山崎藩松平家（池田氏）家臣団の残像

元和八年、六万三千石となつた松平輝澄が、石高相当の軍役を果すために再編成した家臣団の実態はどのようなものであつたろうか。是非、明らかにしたいことである。しかし、現在では、不可能のようだ。それは、この時の資料が残されていないからで、取り潰しの処置を受けたとき、それ以前の書類は放棄されてしまったのである。もし、何かの都合で、写し取られていたりすると救われるわけで、世間にはそうしたことも間々ある。しかし、山崎藩主松平家の場合は、それもない。したがつて、このことは絶望と見なければなるまい。

い。

それでは、このときの家臣団については、何もわからぬのか、

## 新才会ピアノ教室

山崎町庄能119の11  
電話 ②3686

書道用品・結納用品

## 志水成文堂

山崎町さつき通り1丁目  
②0547・4305

と尋ねられると、「多少、わかることがある」と答えることができる。これは、次のような事情からだ。

松平輝澄は、これから述べる家中騒動の責任を負つて、六万三千石の家禄を召し上げられた。しかし、東照神君の外孫である関係から一万石の勘忍料をもらつた。そのため、一万石軍役に相当する家臣団を残すことができたわけで、この家臣団が、六万三千石時代の家臣中から選び残されたことははつきりしている。私は、この家臣団を、「山崎藩主時代家臣団の残像」ということばで呼んでいいと思う。寛永一七年、取り潰しに逢つたとき、輝澄は、この家臣団を従え、甥に当る鳥取藩主松平光仲に預けられた。そして、その領内において一万石を食むこととなつたのである。

輝澄の死後、嗣子政直は家督をつぎ、播磨国神崎郡に移されて福本藩と称した。このときの家臣団は、すなわち、さきに述べた山崎藩主松平輝澄家臣団の一部——「残像」——である。さいわい、輝澄の歿後五三年目、山崎藩が取り潰されてからは七五年後にあたる正徳五年（一七一五）当時の「福本藩分限帳」——「職員録」——が残つているので掲げてみよう。

家老 大塚孫右衛門義登 二〇〇石  
同 関口十兵衛孝滋 一五〇石

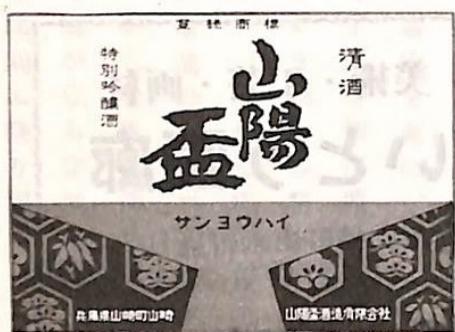
食品药品一切卸問屋  
**三寺田商店**

山崎町紺屋町・**②0005**

和洋酒・食品药品  
**城内商店**

山崎町東鹿沢・**②0369**

家老 本城八左衛門次正	一一〇石	近習詰之者支配
側用人 岩本庄蔵氏貞	七〇石	同、並勝手方
裏判役 西崎彦兵衛品常	六〇石	同
江戸留守居 谷田角左衛門久重	八〇石	徒士組預り
同 内井太左衛門利吉	八〇石	同
同 野崎次太信庸	七〇石	勝手方、足輕組預り
領内惣奉行 浅場文左衛門重春	五〇石	奥方御用掛
同 高松弥九郎勝言	五〇石	勝手方諸事用掛
江戸裏判役 都筑市左衛門方実	六〇石	金銀預り、徒士組預り
大目付役 森岡新左衛門義信	六〇石	勝手方諸事用掛、同
寺社奉行 前野九兵衛清重		
大目付役 能勢郷助宗則		



同 医 同 同  
同 扶持 牛尾見庵俊実  
同 扶持 四人扶持・切米二五俵  
原田武助尚庸 三人扶持

医 师 西川玄隆茂朝	赤羽九郎兵衛義固	六〇石
近習詰、膳番掛	高畠源助重信	三人扶持・白銀五枚
同、横目役	都筑市之丞方則	四人扶持・切米二俵
同、納戸役	増山文次郎義澄	三人扶持・切米一六俵
同、庭掛	奥田安太夫重以	三人扶持・切米二〇俵
同、同 納戸役	野崎忠七近義	三人扶持・切米一六俵
同、同	矢野市右衛門重栄	三人扶持・切米一五俵
同、同	堀口孫三郎	三人扶持・切米二〇俵
同、同	中山彦藏竹重	三人扶持・切米一六俵
同、同	原田弥左衛門尚重	三人扶持・切米二〇俵
同、同 大塚團九郎	多田六之進重義	二人扶持
同、同 墨紙筆支配	三人扶持・切米一五俵	三人扶持
同、同 三人扶持	屋吹団右衛門勝久	一人扶持
同、同 谷田三十郎久次	能勢八郎宗近	三人扶持・切米一五俵
同、同 一人扶持	牛尾見庵俊実	三人扶持・切米一五俵
同 医 同 同		二人扶持

医 师 西川為三清治	宝藏奉行 三溝作右衛門清積	二人扶持
馬 役 小田原文九郎久吉	小林万兵衛資信	三人扶持・切米一五俵
代 官 藤井藤内	柚垣元右衛門恒忠	三人扶持
馬 役 谷 玄志一重	豊原郷七	一人扶持
金銀銭払役 梅原与右衛門久房	梅原与右衛門久房	四人扶持・切米二〇俵
代 官 岡本宇兵衛盛長	東郷弥右衛門利雄	三人扶持
馬 役 谷 玄志一重	屋吹五右衛門英勝	三人扶持・切米一五俵
代 官 東郷弥右衛門利雄	神谷与左兵衛重信	二人扶持
青銅預り 藤井源五郎信定	山田了卜次宣	三人扶持・切米一五俵
医 师 中川来助	藤井源七潔高	二人扶持
小林宇平太一重	小林宇平太一重	三人扶持・切米一〇俵
神谷四郎太夫重隆	神谷四郎太夫重隆	二人扶持
徒目付、世話役兼 奥田久太夫組	田中重内潔敬	二人扶持・切米一二俵
前川口右衛門本相	二人扶持・切米一〇俵	二人扶持

# 美術・工芸・画材 いとう画廊

山崎町出水町通り  
② 0371

勘定方	勘定方	勘定方	勘定方
米藏奉行	田中安左衛門定義	二人扶持・切米一一俵	加藤猪兵衛次義
料理人	田中六三郎為清	二人扶持・切米一〇俵	二人扶持・切米一一俵
江戸買物奉行	坂口惣七重成	二人扶持	二人扶持
有本武太夫長房	三人扶持・切米一五俵	小林伝内	小林次郎左衛門吉則
角谷一藤次信次	二人扶持・切米一〇俵	江戸買物奉行	野関久弥清次
下村五斎	一人扶持	並世話焼	羽岡仁左衛門清通
清瀬遊	一人扶持	野崎勘兵衛貞信	羽岡武右衛門中重
内井太左衛門組		羽岡伝左衛門忠吉	和田金右衛門好寛
徒目付、 世話焼兼		石場又兵衛忠利	小林次郎左衛門吉則
世話焼	林又六直義	鹿仁太夫吉道	二人扶持・切米一〇俵
前川伝右衛門貞之	二人扶持・切米一二俵	森本長左衛門元成	二人扶持・切米一二俵
中村喜兵衛治定	二人扶持・切米一〇俵	作事奉行	二人扶持・切米一〇俵
二人扶持・切米一〇俵	二人扶持・切米一〇俵	中野茂兵衛重行	二人扶持・切米一〇俵
二人扶持・切米一〇俵	二人扶持・切米一〇俵	緑川貞六清則	二人扶持・切米一〇俵
二人扶持・切米一〇俵	溝口万蔵斎	太田伝藏道昭	二人扶持・切米一〇俵
二人扶持・切米一〇俵		溝口万蔵斎	二人扶持・切米一〇俵
作事奉行	能勢郷助組		一人扶持
徒目付、 世話焼兼	本郷雲平親信		
江戸並世話焼	溝口岡右衛門時貞		
台所奉行	石野九兵衛清重		
有本助右衛門房安	三人扶持・切米一五俵		

羽岡仁左衛門清通	二人扶持・切米九俵
羽岡武右衛門中重	二人扶持・切米九俵
和田金右衛門好寛	二人扶持・切米一〇俵
小林次郎左衛門吉則	二人扶持・切米九俵
野関久弥清次	二人扶持・切米八俵
前野九兵衛組	
台所奉行、 並世話焼	
世話焼	
作事奉行	
徒目付、 世話焼兼	
江戸並世話焼	
台所奉行	
有本助右衛門房安	

原田甚七常直

雀部久兵衛頼長

作谷久賀清信

鹿田是吉勝

二人扶持・切米一〇俵

二人扶持・切米一〇俵

二人扶持・切米一〇俵

一人扶持

ここに掲げられた人たちは、その年代からみて、山崎に在藩した人びとの子か孫に当るのであろう。また、石

高が、山崎当時、もっと多かつたことは当然で、一万石の家中におさまるために、大幅に削減されたのである。

訪ね、三名の人夫を雇い掘りさがしたが見当らず、その夜も再度の夢枕、翌日も掘訪ねたが見出せなかつた。更に次の夜は御苦勞さま今少し横をとのお声に、左右を訪ねると、地上よりは見えないが鍬の音が近いと！ 同は増えはげみ三日目の夕、地下三尺の深みにやさしいお姿を発見、上溝沿いの今宿村に行く篭かけの道端に手あつく祭られた。

## 衣坂叶之地蔵の由来

衣坂地蔵奉贊会

衣坂の叶え地蔵は幕藩時代、鴻ノ町（籠ノ町）折れ口の番所を東に、出石口から大神宮の参道を今宿村へ降りる才蓮寺畠に埋れていたといわれている。そのまぼろしの寺より掘出し祭られた地蔵尊には天正丑年八月（天正丑年・一五七七年）淫室知題信女と印され当町では最も古い地蔵の一つで、有難いご利やくの伝承がある。

明治も後期西新町の松本某女の夢枕に、慈悲深かそうな僧が立ち才蓮寺地内に埋れている吾を地上へ！ そして北向に祭り賜え！ との願いに驚き、早速才蓮寺畠を

## 純喫茶 エンゼル

山崎町山田・☎②0909

毎日の健康に  
玄米入食パンを!!

## 松原商店

中央通り・☎②0077

十二名の方々

地蔵さんは宗派を越えた、六道を巡り苦しむ庶民と同行の救いの仏であり、悪業を転じて善行への願を叶えるのが本願だといわれている。この才蓮寺地蔵も亦一粒の米や豆のお供と、一文のお賽銭で願い事を叶える靈験高い地蔵となり、線香の煙やローソクの灯は絶えることがなかつた。ところが今宿村の某が、おれの往来のこの道が線香くさくて目ざわりと、地蔵を担ぎ付近の水門に投じ真二つに割れたといわれている。その祟りの為か不幸が続き悔悟新道端に境内を寄進、ほか今宿村の同志

が世話人となり、現在地にお堂が建立されたといわれて  
いる。

昭和四年八月本堂新築世話人  
今宿井口賢二 鴻野口谷口まつの 富士ノ町下多佐吉  
今宿福井伝吉 富士ノ町福田久治 今宿大前勝太郎  
今宿高瀬安兵衛 中広瀬安原寅二郎 今宿吉田増太郎  
今宿森元宇太郎 中田恭太郎 今宿栗下ハル  
富士ノ町上木さみゑ

それ以前明治の中頃、大神宮前より今宿村に行く旧道  
が廃され今的新道が新設されると共に、下川に設けられ  
た洗濯場は、富士野町鴻野町をはじめ旧町東部の主婦の  
集いの語り場となり、靈験あらたかな叶え地蔵の信仰と  
結び、衣坂の地名となつたのも意味のあることと思われ  
る。更に戦後永井氏の用地寄進に依り境内は広がり、子  
供の遊び場も併置され、山崎東部のこよない大衆信仰の  
憩いの場もある。この衣坂お地蔵さんは、格別有難い  
地蔵と聞いて居り願いごと一つは必ず聞いていただける  
との伝説があります。お世話する方々は皆幸福になられ  
て居ると聞いております。

## 町大年寄志波吉右衛門

### 御用録(控)

堀口春夫

己九月二日

北魚町

錢札式百七、八十目諸々取集ノ物書類預帳箱二入り  
右之通り九月朔日夜取盈申候由辰己屋治兵衛より届出  
申候吟味御願文も申上候得共為念御届ケ奉申上候以上

安政四年九  
月朔日晴

新助(当直  
の歩行(小使  
ノ事))

一、御奉行様  
エ当日御礼  
三人同道二

テ罷出候。

一、月番吉右衛門相勤候段御届ケ申候

一、西武間様御月番

九月二日晴 幸七

一、八幡宮宝蔵 宝もの風入明後四日ニ致候様大塚舍人  
エ幸七に申遣し承知之段申揚ケ候、右之段同役兩人江  
申遣候、一、橋屋佐太郎右風入ニ相出候様申遣候。一、  
風入人足町々差出し候様歩行エ申付ル

乍恐口上

一、金七両

辰己屋治兵衛

小玉少々

所持

和洋酒食料品販売  
**八百福商店**

山崎町山田・**②0413**

和洋酒) 食料品

**三輪又商店**

TEL**②1173**

年寄広岡屋治郎助

五日 晴

新助代幸七

月番 当り

一、当朔日夜辰治エ忍入申レ盜室津ニテ召捕昨晩帰リ候由  
届出其段西武間様へ取次常吉ヲ以御届ケ申候

一、辰治ヘ何金何両猶又札も調置候様申遣候。一、明後  
四日宝藏風入之事。

三日 曇 九助

六日 晴 九助

九助

一、御会所エ御両所御出勤銘々三人とも出勤。  
一、今宿村エ夫人宇原村徳蔵七月十五日江戸表ニ而出奔  
一、辰治金子之事、一、俵屋古米之事、一とせ除帳御聞  
届ケ

一、北条様六日御宿り御先触參り安志エ元屋金右衛門ニ  
為持遣ス

人足五人 歩行三人

年番庄右衛門

一、八幡宮ノ宝物風入三人同道ニテ罷出候歩行三人並町  
方より昼前人足五人昼後六人罷出候

一、右御代官様申ノ下刻無滯御着夕方西武間様御挨拶ニ  
御出被成銘々三人御出迎御見立申候

一、正寅刻無滯御出立同刻より小雨

七日朝雨天 己頃晴午後小雨未より晴 幸七

新助

一、御代官様無滯御出立被成候段西武間様へ御届ケ申候  
一、当三日作蔵より請取候御触書同人エ幸七ニ為持遣候

八日 晴

新助

一、御会所御両所様御出勤平瀬今日出勤妹尾不勤 格別

一、西御奉行様内々拝見被成候、  
右ハ午後無滯宝藏エ人夫より銘  
々三人はし屋外ニ歩三人エ大塚  
より酒飯差出し又申半刻頃引取  
候、一、夕方町会所エ三人外ニ  
直助庄右衛門治郎介五郎衛門龍  
出御代官御通行取斗談事致候

一、八幡宮参指致候

# 株式会社 安井書店

宍粟郡山崎町山崎90  
山崎②0700(代)

式場指定店  
楠風閣

婚礼出張  
**堀口写真館**

山崎中央商店街・**0934**

- 一、山崎町役人十一日御召出し御差紙米田屋直助エ大坂ニテ甚十郎より差上候四人手紙ニ徳久屋平九郎之事届申參り候段右直助より申参り候ニ付平九郎直達之事故同人並ニ山田町年寄卯兵衛へ右之段新助ニ申遣候猶又銀札今日五分飛脚任かせ直助取かヘ相成候間相渡候様申遣候
- 一、能舞台鏡之間祭礼迄ニ取繕候様年番直助へ新助ニ申遣候
- 十日 晴 幸七
- 十一日 晴 新助代九助
- 十二日 晴 九助
- 一、秋田様より御使平山伝左衛門殿被參八幡宮祭礼之節足輕休足所引もの当年ハ差懸り候事故町方ヨリ差出し吳候様例ニハ不致と被仰越候ニ付其通之儀ハ當番持ニ有之候間被仰出ノ趣可申聞と御意申上候、右之趣九助ヲ以當元年寄治郎介治郎衛門庄右衛門エ申遣候
- 一、御銀主大坂千草屋宗十郎之番頭八月繁八之大病之由多賀様より平瀬エ為御知有之御上様ニも八幡宮ニテ二夜三日之御祈祷有之右ニ付町方も相勤候而可然御内意も有之ニ付年番年寄直助呼相談致繁八元ハ法華宗之事
- 一、山崎町役人十一日御召出し御差紙米田屋直助エ大坂ニテ甚十郎より差上候四人手紙ニ徳久屋平九郎之事届申參り候段右直助より申参り候ニ付平九郎直達之事故同人並ニ山田町年寄卯兵衛へ右之段新助ニ申遣候猶又銀札札ハ拾式位と内々申上候
- 一、尾上屋安兵衛右繁八之平癒之御祈祷有之ニ付明夕講中ヨリ御項目条行致被下度儀相談手紙遣し承知ニ有之候
- 十三日 晴 幸七代九助
- 一、田方見分ニ付御会所無之昼後新助
- 一、武間様へ酒造込歎願差上候処御預り置夕方近年振合も有之候間昨年之通り相心得候様被仰其段年寄五郎右衛門、直助エ新助ニ申達ス
- 一、未頃より同役同道ニテ祭礼拵見分罷出當元年寄之内治郎右エ門、罷出候右行かけニ会所エ立より年番直助庄右衛門並元年寄之内治郎右衛門外徳兵衛卯兵衛呼昨日秋田様より被仰下候足輕衆敷もの之儀申談浩候処先年より仕來り弁当所ニ式まい外ニ地うたん分壹枚此ハ當年丈ヶ御用達候事ニ致候
- 一、夕方武間様へ罷出得御意秋田様より昨日被仰下候敷もの儀御同人様エ可申上候ニ候得ども近日御出府左候て明年祭礼之節も御留守左候ニ付罷出候段申上候処武間様より申出ハ敷もの四五まい有之處貸吳不申候間貸候様御達候事と御意ニ付吉右衛門より昨日承り候とハ

少々違も有之哉ニ存候何分先年より致來り之御数と外

ニ壹枚地うたんの分有之此分ハ入用事も御断申上候も

恐入候間此壹枚当年丈ヶ御用立候様當元申候段申上候

處右様相成候て宜敷と御意被成猶又大塚より貳三枚ハ

差出し候間壹枚不足ノ分ハ自分ヨリ拵候様被仰候、

左候て大塚より出し來と吉右衛門より申上候、猶都合

三枚手当致候段申上置候外ニ在當元より筵壹束つつ手

ニ出し来る之事申上候

一、武間様ニて申上候事紺屋町年寄庄右衛門へ相達候

一、同役兩人並年寄直助庄右衛門エ敷もの儀猶能く參

り委細ハ貴殿ニ可申と新助へ申遣候

一、西新町より子供屋台被仰出し此度申出其段申上御聞

置

十四日 晴

新助

一、右家台御聞届ケ之段川崎良之助殿御使ニて被仰下候

其段五郎右衛門エ新助申遣候

一、御惣頭安原清右衛門様より御使下村儀兵衛殿被参八

幡宮祭礼ニ付例年之通り取斗吳候様御使有之候其段當

元之内広岡也治郎助へ申遣候夫新助

一、西新町子供屋台御聞届候其段吉右衛門へ申遣候

十五日 曇時々雨

九助

一、少し雨降候得とも天氣之様子故八幡宮エ出勤と存居

候処へ御月番武間様より出勤致候様被仰下其段同役エ

一、前野善太夫須賀村より米引取

一、津善、前野、田伊、進藤、壺善、壺柳

申遣候三人とも出勤致御侍請申御出役

御奉行武間様

大目附桑田民也様

御徒士目付山部喜兵衛様

一、神馬上納相済候處雨降出し申ニ付当元年寄エ在方當元エ相談致子供三役當り引とらせ相仕返事申右落合候て其段可申出御奉行所申上ルト相達候処程無當元締江戸屋庄右衛門参り右落合候由申ニ付前書之趣武間様申上候處下方勝手宜敷様可取斗と御意有之追々降出申故三役子供共相済候

一、午刻少し過御役人御引取御見立申引続今日御大儀ニ相成候御礼と御月番武間様大目附桑田様御徒士目付山部様へ三人同道ニて罷出候

一、同役平瀬弁当番ニ付同家エ妹尾今日参り今日之手当五百ニて一杯斗り候はし屋書方ニ今日相頼居候ニ付同人も呼一盃差出候

十六日 雨天

幸七

一、上郡御役所より当御奉行様え、白木御箱参り御月番武間様へ幸七ニ為持上候

十七日 快晴

新介

十八日 晴

九助

右新酒造込届候

一、稻作御見分ニ付御会所エ御出勤無之

十九日 晴 幸七

廿日 新助 九助

廿一日 九助

一、町会所エ平セ今日出勤妹尾即ち格別御用向無之已刻

内近引取候

一、千草屋伝六郎同居

廿二日 晴 幸七

廿三日 曇 新助

一、御会所御三人御出勤銘々三人出勤

一、御代官様御通行入用手形妹尾今日ノ分上ケ置

一、小原屋初五郎縁談御聞届候

一、質錢書

一、五十波屋庄兵衛煉土届ケ

一、米田屋新兵衛大坂盜賊方差紙届ケ

## 山崎城跡発掘調査

山崎城本丸跡発掘調査は、今回で二回目であるが、前回同様、石垣の修復工事に伴なう調査である。

今回の調査は、山崎小学校のビルの南側を中心に行つており、石垣の上に、南北方向のトレンチ二本、東西方向のトレンチ一本、石垣と上溝の間に、南北方向のトレンチ二本を開けたのである。石垣と上溝の間に開けたトレンチは、当時の堀の確認が目的であつたが、今回の調査においては、その肩部等、確認することができなかつた。

しかし、この二本のトレンチ掘削中に、石垣から上溝に及ぶ流工を除去した結果、地山に切り込む階段と、これに伴なうU字型の側溝、そして、これらの上に盛土をして築いた石段と、角石を積み上げた石垣が発見されたのである。

また、石垣の上に開けた西側のトレンチでは、この地山に切り込む階段への降り口も発見されたのである。これら二つの階段の時期は、前者が、山崎城創建当時か、それに近い時期で、後者は、本多氏入封後のものと考えられる。

この他、本多氏の時代のものと考えられる南北方向のU字溝や、雨水の貯水用ではないかと考えられる井戸状遺構、柱穴等が発見されたのである。

### 漢方薬と食事指導

有限会社

ドッグストア  
**ひがしや**

山崎町中央通り・☎②0109

## 鮮魚・料理仕出し 中村鮮魚店

山崎町中央通商店街  
電話 ②2468(代)

## カット&パーマ 婚礼着付 水川美容院

山崎町役場前・△②0590

◎ 史跡 山崎藩城下 町筋の遺構  
由緒 姫路  
藩主 池田 輝政  
の第四子 池田 輝澄が、元和  
元年に宍粟郡  
三万八千石の  
山崎藩主とな  
り、山崎はそ

出土遺物については、今のところ、桟瓦片が数点あるにすぎない。今後、工事が開始されるまで、詳細な調査が続けられる予定である。

## 史跡部だより

左の様な史跡の標識が建ちました。これは同金庫の寄附によるものであります。皆さんとともに厚くお礼申し上げる次第であります。

これまでの市場町から城下町へと変る。後、輝澄は佐用郡を加賜され、播磨では姫路・明石に次ぐ六万八千石の大名となつた。

輝澄は徳川家康の外孫で、本丸を中心に、鹿沢に堅固な城郭を構えた。また城下町防衛のために、このさつき通りのような鍵型と、T字型の町筋を併せて迷跡とし、万一の外敵侵入に備えた。平時に於ても、清水口・鳴の口・門前口等すべての出入口に木戸を設けて防備を厳重にした。

今年は去る五月に、前号掲載のように四ヶ所に史跡標識を建てましたが、今回のを加え五ヶ所になりました。

これはさきの関西電力会社や、今回の西兵庫信用金庫のご厚意によるものであります。それによつて、昭和五十年からはじめました史跡の標識は二十ヶ所となりました。なお来年度は、次の三ヶ所の予定になりました。

1. 篠の丸城跡
2. 桜の馬場跡
3. 山崎藩 御倉屋敷跡

以上

## 総会のお知らせ

昭和五十六年度の山崎郷土研究会の総会を左記のとおり開催いたしますので多数ご来場くださいますようご案内申しあげます。

記

とき 昭和五十六年一月二十五日(日)

午後一時三十分より

本多記念館(山崎中学校北)



## 山陽興産株式会社 山崎事務所

山崎町鹿沢33番地  
②0466・②0883・②5889